

---

種 別： 研究ノート

タイトル： イングランドの動物虐待に関する判断基準—「不必要な苦しみ」テストとその展開

著 者： 箕輪 さくら

所 収： 『上智法学論集』第 61 卷 3-4 合併号（平成 30 年 3 月）131-140 頁

発行元： 上智大学法学会

---

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

---

## 研究ノート

---

# イングランドの動物虐待に関する判断基準— 「不必要な苦しみ」テストとその展開

箕輪 さくら

---

1. 動物虐待とはなにか
2. 不必要な苦しみテストの展開
  - (1) 「不必要な苦しみ」テストの登場—1849年動物虐待防止法
  - (2) 「不必要な苦しみ」テストの制定法化—1911年動物保護法
  - (3) 裁判官の裁量統制—2006年動物福祉法
3. 「不必要な苦しみ」テストの発展と「動物虐待」の変化

### 1. 動物虐待とはなにか

動物虐待とは、いったいどのような行為を指すのであろうか。

日本では、「動物の管理及び愛護に関する法律」（以下、「動物愛護法」という。）44条で、虐待を犯罪としている。動物愛護法における「虐待罪」は、次の3類型に分けられる。愛護動物へのみだりな殺傷に対する「愛護動物殺傷罪」（1項）、給餌をしない、世話をしないと、いわゆるネグレクト行為に対する「愛護動物虐待罪」（2項）、愛護動物の遺棄に対する「愛護動物遺棄罪」（3項）である<sup>(1)</sup>。

この動物愛護法44条については、明確性を欠いているという批判があった<sup>(2)</sup>。批判を受けてか、2012年改正では、44条2項に具体的な行為が複数列挙された。愛護動物遺棄罪についても、2014年に環境省の通知<sup>(3)</sup>により、基

---

(1) 青木人志『日本の動物法 [第2版]』（東京大学出版会、2016年）72頁参照。

(2) 三上正隆「動物の愛護及び管理に関する法律44条2項にいう『虐待』の意義」国士館法学41号（2008年）71頁以下・71頁参照、青木人志「わが国における動物虐待関連犯罪の現状と課題—動物愛護管理法四四条の罪をめぐって」村井敏邦古稀『人権の刑事法学』（日本評論社、2011年）147頁以下・158～160頁参照。

本的な考えと判断要素が示されている。

該当行為の内容は、着実に明らかになっているように見える。しかし、依然として、どの程度から虐待と判定するのかが難しい。この点は、特に愛護動物虐待罪に当たる行為について問題となるだろう。動物の飼育方法には、地域性や個人の価値観、動物の個体差など様々な個別具体的な事情が影響する。そのため、飼養基準を数値によって一義的に定めるということが難しい。

「なにを虐待とするのか」という判断の問題について、早くから動物虐待の法的対策に取り組んできたイギリスでは、どのような対応がなされていたのだろうか。

イギリスで動物保護法<sup>(4)</sup>が誕生したのは約200年前である。そして制定法をもとに、裁判例を通して現れたのが「不必要な苦しみ(unnecessary suffering)」という概念であった。裁判例の中で、動物虐待を判断するにあたり、不必要な苦しみの有無を判断する「不必要な苦しみ」テストが法的基準としての役割を果たすようになる。

本論文では、この「不必要な苦しみ」テストを通して、イギリスにおける動物虐待の判断過程を明らかにすることを試みる。もっとも、イギリスの動物保護に関する議会制定法は数が多く、裁判例も下級審判例が多数存在しており、そのすべてを見ることは不可能である。そこで、本論文では、動物保護法の中核的な役割を果たしてきた3つの制定法とその裁判例をもとに分析を行う。

## 2. 不必要な苦しみテストの展開

### (1) 「不必要な苦しみ」テストの登場—1849年動物虐待防止法

「不必要な苦しみ」に該当する意味合いの言葉は、動物虐待の防止に関する文脈では議会制定法ができる以前から用いられていた<sup>(5)</sup>。動物保護法の条文として確認できた中で最も古いものは、1849年に制定された、「動物虐待のより効果的な防止のための法律<sup>(6)</sup>」(以下、「1849年動物虐待防止法」という。)12

---

(3) 環境省「動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について」(平成26年12月12日発第1412121号)

(4) ここでは、動物虐待を規制する議会制定法という意味で動物保護法という言葉を用いている。これより以前にも、狩猟との関係で野生鳥獣を保護する法令などは存在していた。青木人志『動物の比較法文化—動物保護法の日欧比較』(有斐閣、2002年)21~22頁参照。

(5) Mike Radford, *Animal Welfare Law in Britain*, (OUP 2002), 199.

(6) *An Act for the more effectual Prevention of Cruelty to Animals* (1849) (12 & 13 Vict, c92).

条である。しかしこれは、動物の運搬に関する規定の中であって、一般的な虐待を禁止する条文ではなかった。

1849年動物虐待防止法の動物虐待に関する規定では、何人も動物を残酷に打つ、虐待する、酷使する、不当に扱う、さいなむ、という行為を行った場合、又はその行為を引き起こした、あるいは招いた場合は罪に問われるとされている<sup>(7)</sup>。例示された行為に「残酷に」(cruelly)という言葉がついていることから、立証には単に該当する行為が行われたことだけではなく、それらの行為が「残酷に」行われたことを証明する必要がある<sup>(8)</sup>。残酷性の立証については、被告人の意思を証明する必要があるとする見解や、動物が苦しむと知っていただけで十分とする見解など意見が割れていたようである<sup>(8)</sup>。

1889年に出された *Ford v Wiley* 事件判決<sup>(9)</sup>の中で、Hawkins 裁判官は、残酷性の解釈について、もしも残酷性について被告人の意思を求めるならば、被告人が自分の行為が法によって正当化されると信じていた場合には、制定法で保護されるべきとみなされている動物が、悪質な無知や欲望のために苦しむことを防げない、と指摘した<sup>(10)</sup>。そして、この残酷性の解釈についての問題を克服するべく、新たな判断法理を提示した。これが、「不必要な苦しみ」テストである。

*Ford* 事件は、牧場主が雄牛の角を切除したことが、1849年動物虐待防止法2条に規定されている動物虐待にあたるかどうか争われた事案である。

1審では、雄牛の角の切除という行為が雄牛に対して相当な痛みと苦しみを与えたと認めた。その上で、角の切除は雄牛自身や同じ牧場にいる他の動物を傷つけることを防ぐので雄牛のためでもあり、収容数を増やす、必要なエサの量を減らすことができるなど牧場主の利益も大きいとした。訴追者からはより痛みが少ない方法もあるという証言が証拠として提出された。この点について裁判官は、被告人に雄牛を虐待しようという意思はなく、ただその行為が雄牛自身にとっても被告人にとっても利益があると信じていたに過ぎないと判断した。さらに、その地域では一般的に行われていた行為であったことも考慮され

---

(7) 12 & 13 Vict, c92, s2. "... if any person shall from and after the passing of this act cruelly beat, ill-treat, over-drive, abuse, or torture, or cause or procure to be cruelly beaten, ill-treated, over-driven, abused, or tortured, any animal..."

(8) Mike Radford, 'Unnecessary suffering': the cornerstone of animal protection legislation considered' [1999] CrimLR 702, 707.

(9) (1889) 23QBd203.

(10) *ibid* 225.

た。

裁判所は、痛みが「必要なもの」であるならば、単に痛みを与えるだけでは違法とはならないとし、被告人の行為が必要かつ利益をもたらすものであったため、動物虐待にはあたらないと判断した。訴追者は、この判決を不服として上訴した。

上訴審である高等法院判決では、条文の「残虐に」という言葉の意味を明らかにする必要があることが確認された。過去の裁判例や辞書による解釈をもとに、有罪を支持するためには次の2点の立証が必要であるとした。①事実として、苦しみ (suffering) や痛み (pain) が加えられたこと、②与えられた苦しみや痛みが残酷に、すなわち必要性なしに加えられたこと、である<sup>(11)</sup>。これが、「不必要な苦しみ」テストの原型であるといえよう。

①は、客観的事実であり、主に獣医師等の専門家によって立証される。問題は②の必要性である。必要性がない、すなわち適切な理由がないとは、どういったことを指すのであろうか。②の必要性については、二人の裁判官がそれぞれに解釈を示している。Lord Coleridge 裁判官は、「必要性」という言葉には、「相当かつ合理的な目的があること (adequate and reasonable object)」という意味が含まれているとしている。Hawkins 裁判官は「必要性がない」とは、「適切な理由がなく (without good reason)」、と言い換えられると考えている。両者に共通して求められているのは「合理性」である。

どの程度の必要性が求められるかという点については、個別具体性から定義は不可能であるとしながらも、常に考慮の本質的要素となる内容として、引き起こされた痛みや苦しみの程度、持続時間、達成される目的があげられた。例えば、極度の痛みが発生するとしても、それが獣医療の過程など動物に有益な目的で行われる場合や罰を与える場合には、その苦しみは必要なものであると考えられた<sup>(12)</sup>。

本件にあてはめて考えると、雄牛の角を切るという行為は、当該雄牛に対して非常に大きな苦痛を与える。その措置によって達成されるのは、雄牛を飼育するスペースの確保や、一度に輸送できる頭数の増加、ごくごくまれに発生すると予想される牛が他者を傷つける事態に備えるといったことである。発生する苦痛と達成される目的が比較された結果、雄牛の角を切る行為は、適切かつ適当ではないとされ、不必要な苦しみであったと判断された。すなわち、所有

---

(11) *ibid* 209-210.

(12) *ibid* 210, 218.

者にとって有益であるということや経済的価値を高めるといったことのみでは、動物にとって必要な行為とは考えられないと示されたのである。また本件においては、安全を目的としていても、予期される危険が起こりうる確率が低いいため、極度の痛みを伴う行為をしてまで対策を講ずる必要はないと考えられたようである。比例原則が適用されている。

動物虐待の要件である残虐性の判断は、残虐性を「不必要な苦しみをあたえる」と読み変えることにより、客観的要素による判断が可能となった。そのため、「不必要な苦しみ」テストは、客観性テスト (objective test) とも評される。「不必要な苦しみ」テストにより、主観的な要素、つまり行為者の心理を訴追者が立証する必要はなくなった。

*Ford* 事件で現れた「不必要な苦しみ」テストは、問題となる行為の①苦しみの有無、②その苦しみの必要性を検討する。そしてこの判断で重要視されたのは、引き起こされる苦しみと達成される目的のつり合いであった。*Ford* 事件における「不必要な苦しみ」テストは「つり合い」テストであるともいえるであろう。

## (2) 「不必要な苦しみ」テストの制定法化—1911年動物保護法

1911年に制定された「1911年動物保護法<sup>(13)</sup>」は、1849年動物虐待防止法以降の判例法や個々の目的ごとに制定された法律を整理・集約した、統合的法律 (consolidation act) と位置付けられる。1911年動物保護法は、制定後約90年にわたりイギリスの動物保護法制の中心的存在であり続け、イギリスにおける動物保護法の基本的枠組みを確立するものとなった。

動物虐待に関する条項は1条(1)項(a)～(e)に分かれているが、ここでは、特に一般的な動物虐待を対象としている1条(1)項(a)について触れる。

この条項は、前段と後段に分けられる。前段は、いかなる動物であれ、これを残虐に打ち、蹴り、虐待し、乗りつぶし、酷使し、過積載し、痛めつけ、激怒させ、怯えさせること、又は、そのように使用させもしくはそう使用されるように促すことを禁止している<sup>(14)</sup>。1849年動物虐待防止法に若干の文言を加

---

(13) Protection of Animals Act 1911 (1 & 2 Geo 5, c27). 全文和訳は、ペット六法編集委員会編『ペット六法 用語解説・資料編 [第2版]』(誠文堂新光社、2006年) 11～15頁を参照。

(14) Protection of Animal 1911, s (1) (a).

えながら、基本的な考えは引継いでいるとみてとれる。一方の後段は、感情の赴くまま不当に又は不合理に、何らかの行為を行う又は怠ることにより、動物に対して不必要な苦しみを引き起こすことを禁じている。後段は判例法の整理により追加されたものであると推察される。

前段については、「残虐に」という言葉に対して、「不必要な苦しみ」以上に適した定義はないと考えられ、苦しみが起こることが必須であり、苦しみが起きたとき、そこに「合理的な必要性」があったかどうかを裁判所は検討すべきとされた<sup>(15)</sup>。これは、*Ford* 事件で示された判断枠組みである、「つり合い」テストとしての「不必要な苦しみ」テストが継承されたということである。

なお、必須とされる「苦しみ」についてはより綿密に検討されるようになった。犬がショットガンで射殺された事例では、即死した場合には苦しみが発生したとは考えられず、「苦しみ」の存在について立証が不十分であるとされた<sup>(16)</sup>。同様に犬を射殺した事例でも、「犬がただちに死んでいなかった」ことを理由に苦しみの存在が認められた場合もある。まとめると、当該動物が死亡したことのみで「当然に苦しみが発生した」とは考えられず、たとえわずかな時間であれ、「苦しみ」を経験したことの立証が求められたのである。

後段は、これまでの制定法とは異なり、対象とする行為を限定していない。より一般的な言葉を用いることで、対象行為が拡大されたといえよう。後段の「不必要な苦しみ」テストは①苦しみが引き起こされ、②その苦しきは、被告人の不合理な行動の結果として起こり、③その苦しきは不必要であった、という3つの段階に分けられる。

それぞれについて検討する。①は、前段と同様当然に要求されるものであると考えられる。②は、1911年動物虐待法より追加された「感情の赴くまま不当に又は不合理に(wantonly or unreasonably)」という言葉による。この「不合理に」という言葉については、一般的に「合理的に能力があり、合理的に人道的である」と考えられるかどうかをはかる客観的テストであるとされている。

③は「不必要な苦しみ」という言葉からきている。「不必要な苦しみ」という単語自体も、これまでは動物虐待を禁止する規定には含まれていなかった。この文言の解釈については、注意が必要である。*Ford* 事件で示された「不

---

(15) *Barnard v Evans* [1925] 2 KB 794. なお、判決文全文は、Michigan State University Animal Legal and Historical Center, <https://www.animallaw.info/case/barnard-v-evans> (last visited June 1, 2017) より入手した。

(16) スコットランドの裁判例ではあるが、*Patchett v MacDougall* [1984] SLT 152.

要な苦しみ」の解釈を当てはめてしまうと、合理性についての検討が繰り返されることになり、適当ではない。この繰り返しの判断を避けるために、1990年代の判例では、後段の「不必要な苦しみ」という言葉を「回避不能でない」や「避けることができた又は終わらせることができた」という意味に読み込んで用いる傾向が現れている<sup>(17)</sup>。

例として、*Hall v RSPCA*<sup>(18)</sup>があげられる。*Hall* 事件は、養豚場を営む被告人が、農場のブタの化膿性関節炎や外傷を出荷適正体重に至るまで3週間、適切な獣医療を受けさせずに放置したことが、動物虐待にあたるとして訴追された事件である。

裁判所は、1条(1)項(a)後段について、「不必要な苦しみ」テストを用いて当該ブタたちは苦しんだのか、苦しみがあった場合、その苦しみは避けられないものであったのか、その苦しみは避けられないものではなかったとき、被告人にはそれが許容されるだけの適切な能力や人道性が認められるか、という3つの問いをたてた。これらの問いの中で、判断の方法が注目されるのは3点目であろう。判断にあたり裁判官は、「適切な能力があり、分別がある人道的な、近代的養豚生産者」が同様の行為をしたかどうかを基準とした。

1911年動物保護法1条(1)項(a)は、前段も後段も共に客観的テストであると考えられている。前段に比べて後段のほうが一般的であることを理由に、訴追の多くは後段に基づく訴えがなされるようになった。ここで機能する「不必要な苦しみ」テストは、*Ford* 事件で示されたものとは内容を異にする。*Ford* 事件においても、裁判官の間で「合理性」は考慮されていた。しかし、*Ford* 事件は1849年動物虐待防止法に基づいて訴追された事件であり、条文の中に合理性の考慮へとつながる文言はなかった。これに対して、1911年動物保護法(1)項(a)後段には、*unreasonably* という言葉が用いられている。これによって、合理性の考慮はさらに重視されるようになった。

### (3) 裁判官の裁量統制—2006年動物福祉法

1911年動物保護法は、長きにわたって、イギリスの動物虐待対策の中心的役割を果たしつつあった。しかしながら、条文に使用されている文言が古くなったことや、目的ごとに多くの個別法が制定されたことによる複雑化が指摘されるようになった。1911年動物保護法に代わるかたちで2006年に制定され、現

---

(17) 例として、*RSPCA v Isaacs* unreported, November 12, 1993, QBD.

(18) unreported, November 11, 1993, QBD.

在イギリスの動物保護法制の中心的な役割を果たしているのが「2006年動物福祉法<sup>(19)</sup>」である。

動物虐待については、1911年法の条文及び判例が整理され、①不必要な苦しみ (unnecessary suffering) を与えること、②体の一部を切断すること、③犬の断尾を行うこと、④毒物等を投与すると、⑤動物に闘争させることの5類型に分類された<sup>(20)</sup>。一般的な動物虐待を対象としているのは①であり、4条に規定されている。

2006年動物福祉法4条は、何人であっても、作為又は不作為によって保護動物に不必要な苦しみを与えた場合には違法行為とみなされる。このとき、「その者が作為又は不作為の影響について影響を及ぼす又は及ぼす恐れがあることを知っていた又は道理上そのことを知るべき」であったことが必要とされる<sup>(21)</sup>。さらに、2006年動物福祉法では、苦しみが不必要なものであったかを判断する考慮要素を規定している。具体的には、その苦しみが合理的に回避または軽減可能であったか、その苦しみを引き起こした行為は法令を遵守したものであったか、その苦しみを引き起こした行為がその動物に利益をもたらす目的又は人間、財産、その他の動物を保護する目的で行われたか、その苦しみが当該行為に釣り合うものであったか、そして、当該行為がいかなる状況であれ合理的に適切な、人道に適った者によってなされたかである。

まとめると、回避・軽減性、適法性、目的の正当性、目的との比例性、そして行為者の適当さが求められている。担当省庁によって作成される注釈 (Explanatory Notes) ではさらに簡潔に、必要性、比例性、人道性、行為者の能力が焦点であると説明されている<sup>(22)</sup>。1911年動物保護法に基づく判例を総合的に整理した条文となっていることがうかがえよう。なお、1911年動物保護法とは文脈が異なるため、文言の解釈を1911年法に基づく判例法に依拠することは否定された<sup>(23)</sup>。

裁判所が考慮すべき内容を条文で規定した背景には、裁判所の裁量を統制する目的があったと推察される。動物虐待に関する訴追は、治安判事裁判所の審理で確定する場合がほとんどであり、上訴される事件は少なかった。治安判事

---

(19) Animal Welfare Act 2006.

(20) Animal Welfare Act 2006, s4-8.

(21) Animal Welfare Act 2006, s 4 (1).

(22) Explanatory Notes to the Animal Welfare Act 2006, para 11.

(23) *R (Gray) v Crown Court at Aylesbury* [2013] EWHC500 (Admin), [2014] 1W. L. R. 818, [2013] 3 All ER 346.

裁判所でなされた判断には、裁判官の価値観が反映されている場合も多く、総じて有罪率も高いため問題視される傾向にあった<sup>(24)</sup>。さらに、不必要な苦しみの判断は事実認定の問題であると理解されており<sup>(25)</sup>、似たような事件であっても証拠の理解や裁判官の心象によって判断にばらつきがみられるという本質的な問題が指摘されていた<sup>(26)</sup>。4条(3)項は、裁判所に対しても一定の制約を課すことで、判断のばらつきの軽減をはかっていると思われる。

### 3. 「不必要な苦しみ」テストの発展と「動物虐待」の変化

これまで見てきたように、「不必要な苦しみ」テストは、様々な異なる状況で適用が可能なため柔軟性がある。さらに、社会情勢の変化に合わせて再解釈ができることから、制定法の頻繁な修正や更新を必要とせず、社会の価値観の変化を容易に反映させられる。

1849年動物虐待防止法は、動物の保護よりも社会風俗の保護に重点が置かれていた。そのため、動物虐待には残虐性が求められ、行為者の心理について難しい判断が迫られた。これは、当時は今ほど動物の保護が社会的に支持を得ていなかったという事情も影響していよう。1849年動物虐待防止法が制定されてから半世紀を過ぎて出された*Ford*事件判決で提示された「不必要な苦しみ」テストは、動物虐待の客観化を図った。同時に、*Ford*事件のもので提示された「不必要な苦しみ」テストは比例性テストであった。苦しみと比較される「達成される目的」には、人間の事情を強く読み込むことができ、必ずしも動物の保護に重きを置いているとは言えず、客観的な基準とするには裁判官の主観など多くの問題点があった。

1911年動物保護法では、「不必要な苦しみ」という言葉が条文に明記された。これにより、動物虐待の有無を判断する際の基準は、残虐性から動物の「苦しみ」へと変わった。すなわち、人間の心理ではなく、動物の状態から判断されるようになったのである。1849年動物虐待防止法に比べて、虐待の判断が客観化されたといえる。

社会の動きとしては、1911年動物保護法が制定されて間もない時期から第1次、第2次世界大戦が起り、イギリス国内の動物保護の動きは鈍っていたと

---

(24) Charlotte Compton, 'Animal Welfare Law — a brief guide and commentary' (2011) 5 <[www.grumpyoldsod.com/animallaw.pdf](http://www.grumpyoldsod.com/animallaw.pdf)> accessed 3 August 2017.

(25) *Dee v York*, (1914) 78 J. P. 359.

(26) Radford (n5) 242.

言われている。しかし、1960年代ころからは動物の権利運動の活発化や動物の福祉という概念の現れなど、動物の取扱いに対する関心が強くなっている。

こうした社会の関心を背景に制定された2006年動物福祉法では、EUやイギリス社会の要請を受け、「動物福祉の確保」が条文に明示された。福祉の確保という尺度を示したことで、動物の扱いに関する基準はより明らかになり、検証しやすいものとなった。

また、2006年動物福祉法は、裁判所が「不必要な痛み」を判断する際の考慮基準を定めている。この条項により、訴訟当事者と裁判所の考慮事由が一致し、客観性がより上がったと考えられる。

イギリスで法的規制の対象となる動物虐待は、残虐な行為から動物に痛みを与えることへと変化している。動物の痛みに関しても、福祉という基準を用いてより客観的な判断が可能になった。イギリスの動物虐待の判断基準の変化は、客観化と専門化の動きであったと考えられる。

(本学大学院博士後期課程)